

(素案)

自殺未遂者支援への包括的地域ケアシステムづくりについて

(意見)

平成 26 年 1 月 31 日

大阪府自殺対策審議会

自殺未遂者支援への包括的地域ケアシステムづくりに関する意見

平成10年に2千人を超えた大阪府の自殺者数は、その後、若干の変動はあるものの、横ばい状態で推移してきたが、平成23年には2千人を切り、平成24年には1,740人、平成25年には1,553人（警察庁統計）と着実に減少してきている。

個人が自殺にいたる要因を調べてみると、健康問題から経済問題まで、さまざまであり、且つ、複数の要因を抱えている場合がほとんどである。

平成21年度から平成23年度に、自殺未遂者の実態を明らかにするために、自殺未遂者実態調査事業として府内の救命救急センターに精神保健福祉士等を配置し、搬送された未遂者の実態調査を行うとともに、退院に向けたソーシャルワークの実践を行った。平成24年度からは、自殺未遂者連携支援事業として、さらに詳細な実態調査等を行うとともに、ソーシャルワークにおける人材の養成、地域ネットワーク構築に資する取組みを行っている。

また、平成25年1月からは、自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）として、府内の警察署が関わった自殺未遂者やその家族のうち、支援を希望する人に対して、警察署から情報提供を受けた保健所が、面接や訪問活動などを行い、こころのケアを行いながら、必要に応じて専門の相談窓口を紹介する等の相談支援を行っている。

さらに、保健所では、地域の自殺対策力強化を目的に、自殺予防電話相談、関係機関の専門職に対する研修の実施、市町村と連携した地域ネットワークの構築等を行っている。

大阪府自殺対策審議会では、自殺未遂者支援部会を設置し、救命救急センターにおいて自殺未遂者支援を行う精神保健福祉士等の配置の必要性について審議した。自殺未遂者の再度の自殺未遂を防ぐ取組みについて、行政機関である保健所の自殺対策における機能強化が必要であるとの指摘が出されたことから、大阪府自殺対策審議会として以下のとおり意見を取りまとめた。

1 自殺未遂後の支援の必要性

自殺未遂の背景には、複数の要因があることが多く、再度の自殺未遂や自殺企図を防ぐために、自殺未遂者の多くが搬送される救命救急センターや警察署等がその対応の後、自殺未遂者の抱える問題に応じて、適切な相談機関や支援機関等につなぐ必要がある。

救命救急センターでは、自殺未遂者の入院治療を行うとともに、専門的なアセスメントに基づいた積極的介入と適切な相談機関等につなぐ支援が必要であるが、自殺未遂者が生活する地域社会の側でも、自殺未遂者を支援する社会資源の整備と相談機関等における個別支援の充実を図ることが重要である。

また、警察署が関わった自殺未遂者やその家族については、支援を希望する人に対して保健所による支援を行っているが、自殺未遂者の抱えるさまざまな課題を整理し、解決に向けた専門的支援を行うことが、当事者の心身の回復とともに問題解決能力を高め、自殺者数の減少、再度の自殺未遂の防止を図ることとなる。

以上、救命救急センターや警察等とともに、地域の関係機関が未遂者の抱える問題に応じて有機的に連携することによって、自殺未遂者の支援がなされ、府民が生きがいを持って暮らすことのできる社会が実現することとなる。

2 自殺対策におけるネットワークの構築

自殺総合対策大綱では、「地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する」とあり、地域に根ざした関係機関の連携を構築するべく、その環境を開発・調整する自殺対策担当者の配置・育成が求められている。

自殺対策は総合対策であり、各機関での取組みを充実するとともに、各機関相互の連携を推進するネットワークが必要である。

このため、大阪府では平成 25 年度に保健所圏域において新たにネットワーク会議を立ち上げ、市町村のネットワークと重層的なシステムを構築することで、地域の状況をふまえた自殺対策の取組みを推進している。

3 具体的提案

(1) 自殺未遂者等支援における保健所の役割の明確化

大阪府における自殺未遂者支援の実績を踏まえ、保健所を地域の自殺未遂者支援をはじめとする自殺対策のひとつの拠点として、法律や大綱等において、その役割を明確に位置づけること。

保健所が地域の専門機関として、警察や救命救急センター等と継続的に連携できる体制について整備すること。

保健所と警察が連携した自殺未遂者支援の仕組みと同様に、救命救急センターから退院後の支援が円滑に行えるような仕組みの検討を行うこと。

保健所において自殺予防のための相談体制を強化するとともに、自殺未遂者

の家族支援を行うこと。

(2) 保健所圏域でのネットワーク会議の開催

保健所圏域において、自殺対策に係るネットワーク会議を開催し、自殺対策の現状と課題を共有し、課題解決のための方策等の検討を行うこと。

保健所圏域内の市町村ネットワークと役割を分担し、地域の状況に応じた、実効性のある総合的あるいは重層的なネットワークを構築すること。

自殺対策のネットワークにおいて保健所が果たしうる役割

(例)

- ① 多職種による専門的支援の提供
- ② 広域連携機能
- ③ 保健所のコーディネート機能を生かし、救命救急センターと病院、病院と診療所などの連携の促進。

(3) 連携促進のための関係機関等への専門研修の実施

連携の促進を図るためには、市町村、警察、消防、医療機関（医師、看護師、ケースワーカー等）、関係機関等が、それぞれの機関の役割や地域における支援の枠組み等を共有することが非常に重要である。このため、自殺未遂者支援の実績ある救命救急センターの専門職による研修を行い、機関相互のスキルアップを図る必要がある。

研修内容としては、自殺未遂者ケアのポイント、退院後の社会資源についての情報提供、個別ケースを通じた連携の方法など、地域の状況に応じた内容が考えられる。

(4) 事業継続のための補助制度の創設

地域自殺対策緊急強化基金が終了した後も、保健所及び関係機関や関連団体等が自殺未遂者支援を継続あるいは拡充して実施できるよう補助制度の創設を国に働きかけること。